

件名	松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	町民課
関係課	—
根拠法令等	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
改正理由	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）の施行に伴う規則改正
改正の主な内容	<p>様式第 4 号（第 2 条関係）検査員証裏面 「仮認定特定非営利活動法人」とあるのを「特例認定特定非営利活動法人」に改正する。</p> <p>法41条（報告及び検査）（要旨） 所轄庁は、特定非営利活動法人が行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、法人に対し業務若しくは財産状況を報告させ、又はその職員に立入検査させることができる。検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し提示しなければならない。</p> <p>県条例第26条（市町が処理する事務） (23) 法第41条第 1 項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務</p> <p>題名改正 現行では、「松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則」となっているが、条例は県が制定しており町の条例はないことから「松前町特定非営利活動促進法施行細則」に改める。</p>
施行日	公布の日
<p>仮認定特定非営利活動法人（仮認定 NPO 法人）制度は、設立後 5 年以内の NPO 法人のうち運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資すると認められるものについて、税制上の優遇措置を認めるスタートアップ支援制度。平成 28 年法改正により 29 年 4 月 1 日から特例認定 NPO 法人と名称変更。</p> <p>認定有効期間：3 年(更新なし)</p>	